

新潟市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 5 日

新潟市長 中原 ハー

新潟市条例第 27 号

新潟市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

新潟市特定非営利活動促進法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「認証申請」を「認証申請等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 法第 10 条第 2 項の規定による公衆の縦覧に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

第 4 条中「第 10 条第 3 項」を「第 10 条第 4 項」に改める。

第 10 条第 1 項を次のように改める。

法第 30 条の規定による閲覧及び謄写に関し必要な事項は、次項及び第 3 項に定めるものを除き、市長が別に定める。

第 10 条第 2 項中「法第 30 条の規定による」を「前項の」に改める。

第 21 条を第 22 条とし、第 18 条から第 20 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法による手続）

第 18 条 法第 74 条に規定する手続について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）の規定を適用する場合に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。